

改正

昭和63年8月本部訓令第4号  
平成5年3月本部訓令第3号  
平成6年12月本部訓令第22号  
平成6年12月本部訓令第24号  
平成7年3月本部訓令第4号  
平成9年3月本部訓令第1号  
平成11年3月本部訓令第5号  
平成13年3月本部訓令第7号  
平成17年2月本部訓令第2号  
平成18年3月本部訓令第10号  
平成22年3月本部訓令第8号  
令和4年3月25日本部訓令第9号

青森県警察交通機動隊運営規程を次のように定める。

青森県警察交通機動隊運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県警察交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(編成及び活動区域)

第2条 交通機動隊の編成は、別表第1のとおりとする。

2 青森方面隊、弘前方面隊及び八戸方面隊（以下「方面隊」という。）の所在地及び活動区域は、別表第2のとおりとする。ただし、交通機動隊長（以下「隊長」という。）が必要と認めたときは、当該活動区域を越えて活動できるものとする。

(隊長の責務)

第3条 隊長は、交通機動隊の機動力を効果的に運営するとともに、交通機動隊員（以下「隊員」という。）の教養訓練及び安全運転管理に努めるものとする。

(隊員の選任)

第4条 隊員は、別に定める選考基準に適合し、かつ、良好な公衆関係を保持するにふさわしい者のうちから選任するものとする。

(指導員)

第5条 隊員の運転技能及び車両整備技能の向上を図るため、交通機動隊に指導員を置くものとする。

2 隊長は、警部補又は巡査部長の階級にある者のうちから適格者を前項の指導員に指名するものとする。

(勤務制等)

第6条 方面隊の隊員の勤務制は、日勤制勤務とする。

2 日勤制勤務のうち毎日勤務の勤務時間の割り振りは、次表の基準によるものとする。

機動警ら	5時間
車両整備	1時間
書類作成	1時間
指示教養	45分

(運用計画等)

第7条 隊長は、交通機動隊の効率的運用を図るため、交通事故の発生状況、交通量その他の交通事情を勘案して、毎月20日までに翌月の運用計画を策定し、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けるものとする。

2 隊長は、前項の運用計画に基づき、毎月25日までに翌月の勤務計画（様式第1号）を策定するものとする。

(勤務の種別)

第8条 隊員の勤務の種別は、平常勤務と特別勤務とする。

2 平常勤務とは、次の各号に掲げる勤務に従事することをいう。

- (1) 機動警ら 隊長が別に定める警ら路線において、交通の指導取締りに従事するほか、必要に応じて交通事故多発地点における街頭監視及び交通混雑箇所における整理誘導に当たること。
- (2) 車両整備 車両管理規程（昭和29年9月青森県警察本部訓令甲第20号）第12条に規定する通常点検を行うこと。
- (3) 書類整理 機動警ら中に取扱いした事故、事件関係の書類作成及び簿冊等の整理を行うこと。
- (4) 指示教養 勤務に必要な法令、心得その他の事項について指示教養を受けること。

3 特別勤務とは、警衛、警護、警備実施、緊急配備その他隊長の命ずる特別の勤務に従事することをいう。

（応援派遣）

第9条 警察本部の課長等及び警察署長は、交通の指導取締り、警衛、警護その他警察業務の遂行上交機隊の応援を必要とするときは、本部長にその派遣を要請することができる。

2 前項の応援派遣要請は、原則として派遣を必要とする日の10日前までに交通機動隊派遣要請書（様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（事件及び交通事故の取扱い）

第10条 隊員は、事件及び交通事故について、次に掲げるところにより取り扱うものとする。

- (1) 交通法令違反事件のうち、交通反則通告制度が適用される違反事件は、必要な手続をした上で交通反則通告センターに送付するものとする。ただし、当該違反事件以外の違反事件は、必要な捜査をした上で関係機関に送致することができる。
- (2) 交通法令違反事件に係る被疑者を逮捕したときは、発生地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）又は他の警察署長に留置を委託することができる。
- (3) 第1号に規定する違反事件以外の事件又は交通事故を取り扱った場合は、負傷者の救護、現場保存、犯人の逮捕その他必要な初動措置を講じた上で、所轄警察署長に引き継ぐものとする。

（服務心得）

第11条 隊員は、勤務の特殊性を自覚し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に車両の整備点検を確実にを行い、良好な機能を保持するように努めること。
- (2) 車両運転に当たっては、関係法令を遵守し、常に安全運転に努めること。
- (3) 常に言語態度を慎み、厳正公平を旨とすること。
- (4) 機動警らに当たっては、無線通信により常に隊員相互間の連絡を密にすること。
- (5) 機動警らに当たっては、交通事故の発生状況、交通量その他の交通事情の把握に努めること。

（幹部会議）

第12条 隊長は、毎月1回以上幹部会議を開催し、交通機動隊の運営等について協議するものとする。

2 幹部会議は、隊長、交通機動隊副隊長（以下「副隊長」という。）、方面隊長及び隊長が指名する者をもって構成する。

（教養訓練）

第13条 隊長は、毎月1回以上隊員を招集して定期的に会議を開催し、必要な教養訓練を実施しなければならない。

2 隊長は、隊員の職務遂行に必要な警察実務の習熟及び知識技能の向上を図るため、別に定める訓練実施要領により指導教養を行うものとする。

（巡回指導）

第14条 隊長及び副隊長は、次の各号の基準により方面隊を巡回し、必要な指導監督を行うものとする。

- (1) 隊長 随時
- (2) 副隊長 毎月1回以上

（勤務日誌）

第15条 方面隊には、勤務日誌（様式第3号）を備え付け、勤務状況を記録しておくものとする。

（活動状況の報告）

第16条 方面隊長は、毎月の活動状況を活動状況調（様式第4号）及び車両別検挙状況（様式第5号）により、翌月5日までに隊長に報告するものとする。

2 隊長は、前項の活動状況を取りまとめ、翌月10日までに本部長に報告するものとする。

(隊旗)

第17条 交通機動隊に、青森県警察交通機動隊旗（以下「隊旗」という。）を置く。

2 隊旗の制式は、別図のとおりとする。

(細目)

第18条 この規程に定めるもののほか、交通機動隊の運営について必要な細目的事項は、隊長が定める。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成17年本部訓令第2号）

この訓令は、平成17年2月11日から施行する。

附 則（平成18年本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年本部訓令第8号抄）

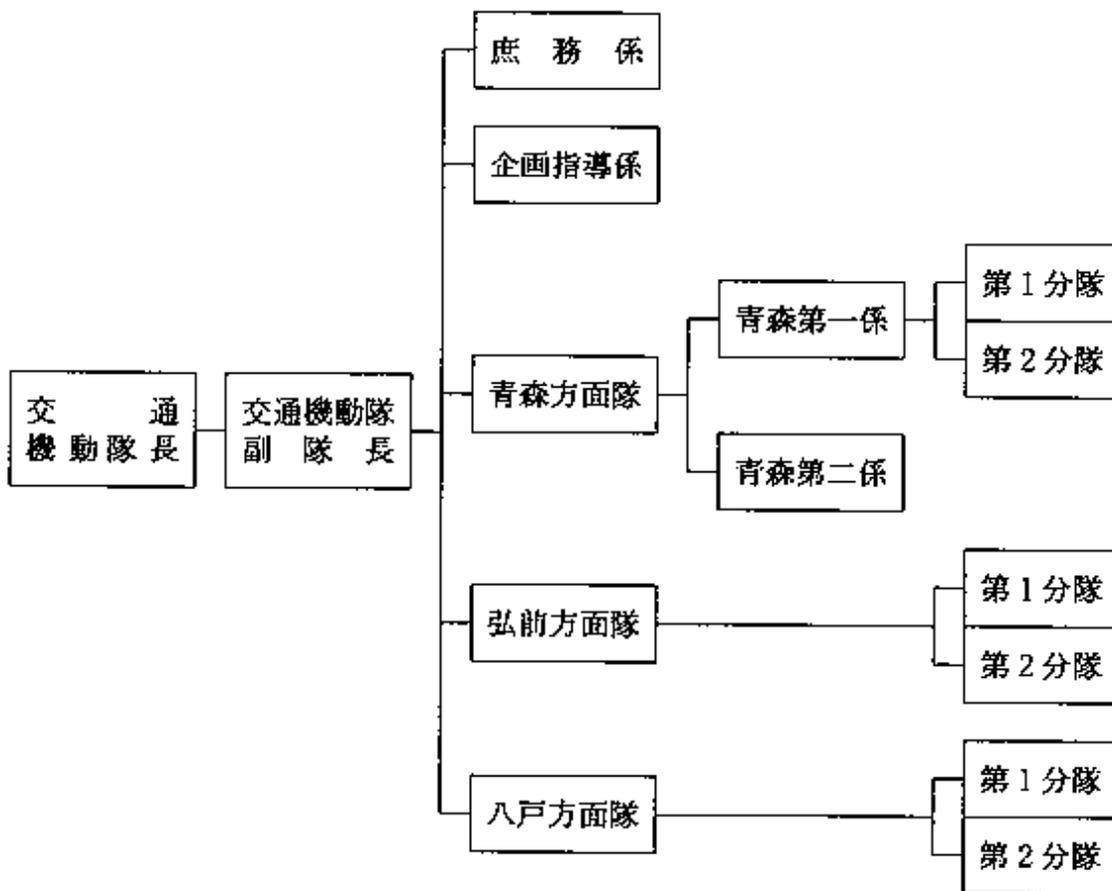
1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日本部訓令第9号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

青森県警察交通機動隊の編成



別表第2（第2条関係）

方面隊の所在地及び活動区域

方面隊等		所在地	活動区域
青森方面隊	青森第一係 青森第二係	青森市大字三内字丸山198番地4	青森警察署、青森南警察署、外ヶ浜警察署、大間警察署、むつ警察署及び野辺地警察署の管轄区域の全域

弘前方面隊	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村井25番地 6	弘前警察署、鯉ヶ沢警察署、つがる警察署、五所川原警察署及び黒石警察署の管轄区域の全域
八戸方面隊	八戸市城下 1 丁目16番25号	八戸警察署、三戸警察署、五戸警察署、十和田警察署、七戸警察署及び三沢警察署の管轄区域の全域

様式第 1 号 (第 7 条関係)

勤 務 計 画 ( 年 月 )

係・方面隊

活動重点	月間行事	日・曜																																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
勤務員																																			
方面隊長																																			
係 長																																			
一 分 隊																																			
二 分 隊																																			
摘 要																																			
凡 例		A 勤務 ( : ~ : )    B 勤務 ( : ~ : )    C 勤務 ( : ~ : ) D 勤務 ( : ~ : )    N 勤務 ( : ~ : )																																	

様式第 2 号 (第 9 条関係)

第 号  
年 月 日

青森県警察本部長 殿

長

交通機動隊派遣要請書

要請月日時 (期間)	
要請場所	
要請の事由 及び任務	
要請人員	
車両の種別、台数	
装備資器材等 携行品等	
備考	

様式第3号（第15条関係）

勤 務 日 誌 (表)

隊長		年 月 日 ( 曜日) 天候
	指示事項	主要行事
副隊長	勤務員	
方面隊長	勤務態様	
係長	乗務車両	
	走行距離	

勤務状況	勤務員	時間	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4
	勤務状況																								

(注) 勤務状況 イ機動警ら (方面別も付記)、口車両整備、ハ書類整理、ニ休憩、ホ教養指示の記号を併記する。

(裏)

1 交通違反取扱い状況

交通違反	違反	他	件検挙	逮捕事案	日時場所 被疑者	違反名 その他 逮捕者
------	----	---	-----	------	-------------	-------------------

2 交通事故取扱い状況

区分	事故態様	人身事故 (ひき逃げ)	物損事故	出動車両	出動人員
申告によるもの		( )			
110番通報		( )			
現認		( )			

3 刑法犯等検挙状況

罪名	区分	検挙件数	検挙人員	検挙車両	担当者
				白バイ パト	

4 特別勤務出動状況

種別	区分	出動回数	出動人員	出動車両延台数			種別	区分	出動回数	出動人員	出動車両延台数		
				白バイ	パト	計					白バイ	パト	計
各種講習							緊急配備活動	交通					
パレード・行事								その他					
緊急援助隊活動							交通捜査活動						
警衛・警護							一般捜査活動						
警備実施							その他						

様式第4号 (第16条関係)

(表)

## 活動状況調 ( 月中)

## 1 車両出動状況

態 様		車 両		黒 パ ト	検 問 車
		白 バ イ	白 パ ト		
実 動	実 動 延 台 数				
	1日平均実動台数				
走 行 距 離	延走行距離 (km)				
	1台1日当たり 走行距離 (km)				

## 2 交通事故取扱状況

区 分	事 故 態 様			
	人 身 事 故 (ひき逃げ)	物 損 事 故	出 動 車 両	出 動 人 員
申 告 に よ る も の	( )			
110 番 通 報	( )			
現 認	( )			

## 3 特別勤務出動状況

種 別	区 分	出 動 回 数	出 動 延 人 員	出 動 車 両 延 台 数		
				白 バ イ	パ ト カ ー	計
各 種 講 習						
パ レ ー ド ・ 行 事						
緊 急 援 助 隊 活 動						
警 衛 ・ 警 護						
警 備 実 施						
緊 急 配 備 活 動						
交 通 捜 査 活 動						
一 般 捜 査 活 動						
そ の 他						

4 緊急配備出動状況

種別	区分	出動回数	出動延人員	出動車両延台数			備考
				白バイ	パトカー	計	
交通事故関係							
その他							

5 刑法犯等検挙状況

罪名	区分	検挙件数	検挙人員	検挙車両		検挙者
				白バイ	パトカー	

様式第5号（第16条関係）

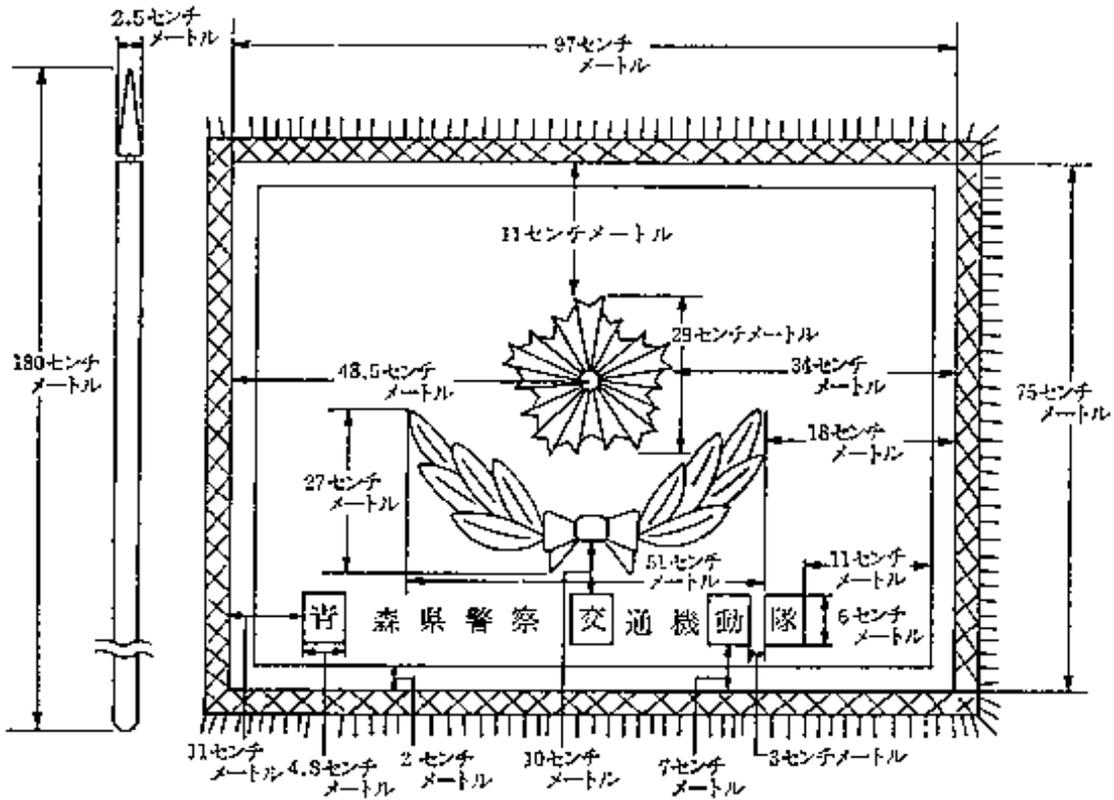
車両別検挙状況( 月)

隊

違反種別	区 分	白パイ	白黒パト	黒パト	レーダー	合 計
無 免 許 運 転						
酒 酔 い 運 転						
酒 気 帯 び 運 転						
速 度 超 過	50 km 以 上					
	50 km 未 満					
	30 km 未 満					
	25 km 未 満					
	20 km 未 満					
	15 km 未 満					
	小 計					
通 行 区 分 ・ 追 越 し						
信 号 無 視						
一 時 ・ 踏 切 不 停 止						
歩 行 者 妨 害						
共 同 危 険 行 為						
麻 薬 覚 せい 剤 等						
整 備 不 良	制 動 装 置 等					
	騒 音 防 止 等					
	尾 灯 等					
積 載 重 量	5 割 未 満					
	10 割 未 満					
	10 割 以 上					
駐 停 車						
通 行 禁 止						
免 許 証 不 携 帶						
安 全 運 転						
ヘルメット						
シートベルト						
騒 音						
そ の 他 道 交 法						
《 合 計 》						
道 交 法 以 外 の 交 通 関 係 法 令 違 反						

別図

## 青森県警察交通機動隊旗の制式



### 備考

- 1 地質は西陣織、衿旗とし、色は緑色とする。
- 2 旗竿は黒塗とし、竿頭は銀色とする。
- 3 旭日章、月桂樹及び交機隊名は金糸刺しゅうとする。
- 4 飾り房は元房付とし、長さ15センチメートルの金糸四段とする。